

設立認証申請に係る縦覧書類

(令和 7 年度)

1 申請年月日

令和 7 年 8 月 2 1 日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ゆいのわ

3 代表者の氏名

稲盛 洋介

4 主たる事務所の所在地

津市高茶屋2丁目56番19号

5 定款記載の目的

この法人は、幅広い年代の人に対して、終活相談に関する事業を行い、正しい情報と信頼できるサービスを提供することを目的とする。

6 縦覧期間

令和 7 年 8 月 2 1 日 ～ 令和 7 年 9 月 4 日

特定非営利活動法人ゆいのわ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ゆいのわという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県津市高茶屋2丁目56番19号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、幅広い年代の人に対して、終活相談に関する事業を行い、正しい情報と信頼できるサービスを提供することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 消費者の保護を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 終活に関する講座や相談会の開催事業
- (2) 終活に関する事業者等の紹介事業
- (3) 終活に関する緊急時の相談窓口事業
- (4) 終活に関するマルシェ等のイベント事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上4人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任

することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の利益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

（構成）

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品

- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	稲森 洋介
副理事長	井上 岳史
副理事長	生川 貴之
監事	野呂 英旦
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から 2027年 3月 31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から 2026年 3月 31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金	0 円
正会員月会費	3,000 円
(2) 賛助会員入会金	0 円
賛助会員月会費	0 円

役員名簿

特定非営利活動法人 ゆいのわ

役 名	(フリガナ) 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	いなもり ようすけ 稲森 洋介	個人情報のため隠しています。提出 する書類には、住所の記載が必要 です。	無
副理事長	なるかわ たかゆき 生川 貴之		無
副理事長	いのうえ たけし 井上 岳史		無
監事	のろ ひであき 野呂 英旦		無

設 立 趣 旨 書

- 1 趣 旨 本会は終活に関する正しい情報や安心出来るサービスを提供することで終活の普及と理解促進に貢献する。
また、終活に関する事業を営む者が集い、情報交換や業界発展を目的とし、会員同士の交流を深め、よりよいサービス提供に向けた共有を図る

- 2 申請に至るまでの経過

本会の中には 葬儀社、仏壇店、墓石店、音楽イベーター、終活診断士など幅広い専門家が多数在籍しております。

これまでは各自で相談を受けてはご紹介する形で対応しておりましたが、多様化の時代 になりお客様のニーズに対応するのが困難になってきたのがきっかけです。

同じ悩みをもつ事業者が各自で動くより、1つにまとまって行動することで多様化に最も適応でき、また法人にすることによって新しい専門家の方に入会してもらい更なるサービスの向上に発展させたい事から申請に至ります。

2025 年 7 月 7 日

特定非営利活動法人ゆいのわ

設立代表者 氏名 稲森 洋介

2025 年度事業計画書

(法人成立の日 ～ 2026 年 3 月 31 日)

特定非営利活動法人 ゆいのわ

1 事業実施の方針

本会は終活に関する正しい情報や安心出来るサービスを提供することで終活の普及と理解促進に貢献する。

また、終活に関する事業を営む者が集い、情報交換や業界発展を目的とし、会員同士の交流を深め、よりよいサービス提供に向けた共有を図る

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
終活に関する講座や相談会の開催事業	相続相談、葬儀やお墓の事前準備から、ペットや仏壇、遺品整理等々幅広く相談を受け付ける	通年	津市内	3 人	20 人程度
終活に関する事業者等の紹介事業	相談から実務に移行するときに事前に料金や施行方法等を確認し安心と納得を図る。	通年	津市内 松阪市内	3 人	20 人程度

2026 年度事業計画書

(2026 年 4 月 1 日 ~ 2027 年 3 月 31 日)

特定非営利活動法人 ゆいのわ

1 事業実施の方針

本会は終活に関する正しい情報や安心出来るサービスを提供することで終活の普及と理解促進に貢献する。

また、終活に関する事業を営む者が集い、情報交換や業界発展を目的とし、会員同士の交流を深め、よりよいサービス提供に向けた共有を図る

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び予定 人数
終活に関する 講座や相談会 の開催事業	相続相談、葬儀やお墓の事前準備から、ペットや仏壇、遺品整理等々幅広く相談を受け付ける	通年	津市内	3 人	20 人程度
終活に関する 事業者等の紹 介事業	相談から実務に移行するときに事前に料金や施行方法等を確認し安心と納得を図る。	通年	津市内 松阪市内	3 人	20 人程度

2025 年度 活動予算書

法人成立の日から 2026 年 3 月 31 日まで
 特定非営利活動法人 ゆいのわ

(単位：円)

科目	金 額 (円)	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	360,000	
賛助会員受取会費		
2. 受取寄附金		
受取寄附金		
3. 受取助成金等		
受取民間助成金		
4. 事業収益		
事業収益	150,000	
事業収益		
事業収益		
5. その他収益		
受取利息		
雑収益		
経常収益計		510,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当		
法定福利費		
福利厚生費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	10,000	
旅費交通費		
消耗品費	50,000	
賃借料		
研修費		
通信費		
印刷費	200,000	
保険料		
講師謝金		
雑費	50,000	

その他経費計	310,000		
事業費計		310,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
消耗品費			
賃借料			
通信費	20,000		
印刷費			
保険料			
雑費			
その他経費計	20,000		
管理費計		20,000	
経常費用計			330,000
当期経常増減額			180,000
Ⅲ 経常外収益			
1.			
.			
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
1.			
.			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			180,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			180,000

2026 年度 活動予算書

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで
 特定非営利活動法人 ゆいのわ

(単位：円)

科目	金 額 (円)	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	360,000	
賛助会員受取会費		
2. 受取寄附金		
受取寄附金		
3. 受取助成金等		
受取民間助成金		
4. 事業収益		
事業収益	150,000	
事業収益		
事業収益		
5. その他収益		
受取利息		
雑収益		
経常収益計		510,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当		
法定福利費		
福利厚生費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	10,000	
旅費交通費		
消耗品費	50,000	
賃借料		
研修費		
通信費		
印刷費	200,000	
保険料		
講師謝金		
雑費	50,000	

その他経費計	310,000		
事業費計		310,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
消耗品費			
賃借料			
通信費	20,000		
印刷費			
保険料			
雑費			
その他経費計	20,000		
管理費計		20,000	
経常費用計			330,000
当期経常増減額			180,000
Ⅲ 経常外収益			
1.			
.			
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
1.			
.			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			180,000
前期繰越正味財産額			180,000
次期繰越正味財産額			360,000